

令和元年度（2019年度）
定期監査結果報告書
（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員

目 次

1 監査の期間	1
2 監査の対象部局	1
3 監査の範囲及び方法	2
4 監査の結果	2
(1) 市民協働部	3
(2) 福祉部	4
(3) 上下水道局	6
(4) 市議会事務局	8
(5) 都市計画推進部	10
(6) 市立豊中病院	11
(7) 危機管理課	12
(8) 環境部	14
(9) 都市基盤部	16

※令和2年（2020年）1月、2月、3月に実施した定期監査の結果について取りまとめました。

1 監査の期間

令和元年（2019年）12月23日（月）から
令和2年（2020年）3月27日（金）まで

2 監査の対象部局

対象部局	重点対象課	実施日
市民協働部	庄内出張所、新千里出張所	12月23日 ～1月31日
福祉部	地域共生課、火葬場	12月23日 ～1月31日
上下水道局	総務課、下水道管理課	12月23日 ～1月31日
市議会事務局	総務課、議事課	1月27日 ～3月2日
都市計画推進部	住宅課、指定管理者施設 市営住宅	1月27日 ～3月2日
市立豊中病院	医事課	1月27日 ～3月2日
（危機管理課）	危機管理課	2月21日 ～3月27日
環境部	家庭ごみ事業課、事業ごみ指導課	2月21日 ～3月27日
都市基盤部	交通政策課	2月21日 ～3月27日

3 監査の範囲及び方法

監査対象部局の所掌事務のうち、令和元年度（2019年度）における収入、支出、契約事務などの財務に関する事務が、関係法令等に則り、適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、書類の閲覧、質問を行うなど、監査委員による監査を実施した。

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

なお、市議会事務局の所掌事務である政務活動費については、議会選出の監査委員は地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。また、平成30年度分政務活動費も対象とした。

4 監査の結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部の事務においては、以下に記載のとおり、「イ. 指摘事項」については、速やかに所要の措置を講じられるよう求めるとともに、「ロ. 要望事項」については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

また、そのほか指摘・要望事項には至らないが、全部局に関連する内容として事務処理上留意すべき事項については、「ハ. 留意事項」として記載した。これらの事項については、その都度口頭で改善を求めたところである。

併せて、監査の過程において行ったその他の指導及び助言についても、参考にされ改善されたい。

(1) 市民協働部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆民間委託された市民課窓口業務について（市民課）

窓口業務が長年にわたって民間委託されると、その業務を経験した職員、精通した職員がいなくなり、職員が不測の事態に即時に対応できなかつたり、委託業務の履行内容を点検できなかつたりする可能性が大きくなってくると思われるので、委託業務の履行内容について精通するための実践的な研修の実施を検討されたい。

措置通知公表日	令和2年11月30日	公表第18号
---------	------------	--------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・収納金内訳書において、日付の記載がされていなかった。（新千里出張所）
- ・公金収納日報において、市担当者欄と受取欄への押印漏れや、収納日が記載されていないものが散見された。（庄内出張所）
- ・公金収納日報において、金額の訂正に訂正印のないものが散見された。（庄内出張所）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・豊中市市街地図（販売分）在庫・売上管理簿において、差引在庫数及び追加受取数の数量に誤記があった。（庄内出張所）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・印鑑証明他日計表、戸籍関係証明日計表及び住民票関係日計表に綴じられている交付請求書で、申請者が誤った日付を記載したものに対して受付をした日の日付印が押されていなかった。（新千里出張所）
- ・「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果について」の起案文書の施行日欄に日付が記載されていなかった。（庄内出張所）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・臨時職員の時間外勤務命令簿において、業務内容が記載されていないものがあつた。（新千里出張所）
- ・管内旅費の支給漏れがあつた。（新千里出張所）

(2) 福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（地域共生課）

1 契約金額が500万円以上の委託契約において、「成年後見サポートセンター運営業務委託契約」他3件について、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	令和2年11月30日	公表第17号
---------	------------	--------

◆火葬場駐車場の行政財産使用許可について（火葬場）

豊中市立火葬場敷地内において、火葬業務委託契約受注者の従事者通勤車両が市の承諾なく駐車されていた。なお、同火葬場は「豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱」の適用外であることから、承諾に当たっては同要綱との整合性を考慮して対応されたい。

措置通知公表日	令和2年11月30日	公表第17号
---------	------------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・死獣処理手数料の収入事務について、平成31年4月4日に調定・収入した9,600円は平成31年3月中に領収したものであるため、平成30年度の収入とすべきところ令和元年度収入となっていた。（火葬場）
- ・「改葬許可証交付申請書5年」簿冊と平成31年度改葬許可手数料収入小票綴を試査突合した結果（11月分）、11月14日調定、11月15日収入の許可証明書No.194～No.202分（4,050円分）の収入小票・収入済通知書が平成31年度改葬許可手数料収入小票綴に綴られていなかった。（火葬場）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの随意契約の契約概要の公表が行われていない随意契約が散見された。（地域共生課）
- ・豊中市立火葬場火葬業務委託契約書及び仕様書に定めた、人権啓発研修等の従事者研修の実施について、実施報告書の提出と確認がされていなかった。（火葬場）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に記載されている昭和60年4月購入のテント3張について、試査により管理状況を確認したところ、廃棄がされているのにその手続が行われていなか

った。(地域共生課)

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・墓地管理簿綴の墓地返還届書の起案文書において、「受理」と記載すべきところ「承認」と誤って記載されていた。(地域共生課)
- ・起案文書の施行日欄に日付が記載されていないものがあった。(地域共生課)
- ・長期継続契約である委託契約の契約決議書等が保存年限5年簿冊に綴られているものが散見された。(地域共生課)
- ・保存年限を10年とすべき補助金関係の文書が5年保存文書として作成されて綴られているものが見られた。(地域共生課)
- ・調定決議書及び通知書、支出負担行為決議書、契約決議書等において、決裁日、契約締結日等が記載されていないものが散見された。(地域共生課)

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出張命令簿において、記載誤りにより過払い1件(40円)があった。(地域共生課)
- ・出張命令簿において、出張先の住所の誤記、出張経路、出勤前出張欄及び出張後直帰欄の記載漏れ並びに金額訂正が、訂正印ではなく修正テープで修正されていた。(地域共生課)

(3) 上下水道局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・ 使用料を徴収するにもかかわらず、行政財産使用許可書に「使用料は全額免除します。」と誤って記載されていた。（総務課）

② 支出事務に関する事項

- ・ 「支出負担行為・契約決議書（総務係）5年」簿冊において、納品日が記載されていないものや検収印の押印漏れがあった。（総務課）

③ 契約事務に関する事項

- ・ 「長期継続契約5年」簿冊において、公印を使用しているのに施行文書と起案文書との契印をしていないものがあった。（総務課）
- ・ 「単価契約5年」簿冊において、起案文書の施行日欄の日付に誤記があった（契約書の締結日と異なる日付が記載されていた。）。（総務課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・ 「施設管理5年」簿冊において、起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの日付が異なっているものがあった。（総務課）
- ・ 「公共下水道施設築造工事施行承認申請書永年」簿冊において、工事期間の不明確な申請書があった。（下水道管理課）
- ・ 「公共下水道占用許可申請書5年」簿冊において、豊中市の文書番号と大阪府池田土木事務所長の公印の押印場所を誤った大阪府池田土木事務所長の許可書を受領していた。（下水道管理課）
- ・ 「制限行為の許可申請書10年」簿冊において、工事期間が記載されていない申請書があった。（下水道管理課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

- ・ 勤務を要しない日の振替簿及び出退勤システムにおいて、時間外勤務手当の支給対象となる週40時間を超える勤務時間数に誤記があり、時間外勤務手当の過払いがあった。また、出退勤システムにおいて、振り替えた週休日を単に公休日と登録していた。（総務課）
- ・ 「出張命令書5年」簿冊において、用件欄に誤記があった。（総務課）
- ・ 「出張命令簿5年」簿冊において、訂正印の押印漏れや鉛筆での記載又は訂正が

散見された。また、旅費の過払いがあった。（総務課）

- 勤務を要しない日の振替簿及び出退勤システムにおいて、時間外勤務手当の支給対象となる週40時間を超える勤務時間数に記載漏れがあり、時間外勤務手当の支給漏れがあった。また、出退勤システムにおいて、休日出勤の登録があるのに、出退勤の打刻がなく、出張の登録もされていなかった。（下水道管理課）
- 「出張命令簿5年」簿冊において、費目コードが記載されていないものがあった。（下水道管理課）

(4) 市議会事務局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆政務活動費について（総務課）

「豊中市議会政務活動費の取扱いに関する内規」の第3条では、政務活動費を充てることができないものとして、交際費的な経費（餞別、慶弔、寸志、見舞い、電報代、挨拶状）が挙げられているが、弔電代を支出しているものがあった。

措置通知公表日	令和2年7月31日	公表第13号
---------	-----------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆議会図書室について（議事課）

議会図書室は、蔵書数も限られており、また、スペースも狭く、調査研究に利用できる状況にはなっていない。市立図書館と議会図書室が連携して、司書に入ってもらいなどして、調査研究に利用できるよう有効活用を検討されたい。

措置通知公表日	令和2年7月31日	公表第13号
---------	-----------	--------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・「政務活動費運用手引き」において、政務活動費を充当することが不適切と考えられるものとして、「議員の氏名や顔写真を大書したり、議員の個人宣伝的側面が強いビラ、広報誌、ホームページに要する経費」が挙げられているが、政務活動費で作成した(広報)ビラの裏面に議員の顔写真とプロフィール等を掲載しているものがあった。（総務課）
- ・政務活動費の支出に当たって、作成する支払伝票の支出内容が消せるボールペンで記載されているものがあった。（総務課）
- ・政務活動費の支出に当たって、「政務活動費運用手引き」において、領収書等の注意点として、但し書に支出した内容が記載されていることと書かれているが、添付されている領収書の但し書に内容が記載されていないものがあった。（総務課）
- ・「契約5年」簿冊において、支出負担行為決議書及び契約決議書の決裁日、契約締結日が記載されていないものがあった。（議事課）

③契約事務に関する事項

- ・業務委託単価契約書において、契約保証金の免除理由の記載がなかった。また、再委託の禁止条項が最新の内容となっていなかった。（議事課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、記録メディアとカメラが廃棄されているのにその手続が行われていなかった。（総務課）
- ・備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、計算機が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。（議事課）
- ・図書室の管理状況について、保管されている一部の図書及び各種資料の保管整理がされてなく、図書室の約半分のスペースが利用できない状況となっていた。（議事課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・起案文書の決裁区分及び施行日欄の日付が記載されていないものがあつた。また決裁日と施行日の日付が、施行文書控えの日付より後になっているものがあつた。（総務課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・「出張命令簿5年」簿冊において、所属長の押印漏れがあつた。（総務課）

(5) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆市営住宅使用料について（住宅課）

平成30年度市営住宅使用料について、指定管理者からの平成30年度事業報告書と歳入簿（平成31年5月31日現在分）を突合したところ、調定額等の金額に差異があった。これらの差異は、相続分の不納欠損処理や出納閉鎖期間中の過誤納及びその還付処理に係るものであり、歳入簿が正しく、事業報告書の金額の訂正を指定管理者に指示する必要があるが、指示をしないままとなっていた。

措置通知公表日	令和2年7月2日	公表第12号
---------	----------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・訴訟による退去後（債権確定後）、約6年～8年超にわたって催告の経過が記録されていない事案が散見された。（住宅課）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、廃棄されているのにその手続が行われていないものがあつた。（住宅課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「国庫補助金関係10年」簿冊において、起案文書の決裁日欄及び施行日欄に日付が記載されていないものがあつた。（住宅課）
- ・「住宅セーフティネット関係5年」簿冊において、起案文書に個人情報が含まれている資料が添付されているが、開示区分が部分開示ではなく開示となっているものがあつた。（住宅課）
- ・平成30年度事業報告書の（3）①家賃の収入額・収入率の表の数値に誤りがあつた。（指定管理者施設 市営住宅）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出張命令(依頼)簿において、出張時間が記載されていないものがあつた。（住宅課）

(6) 市立豊中病院

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

該当なし

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・「松葉杖預り金受渡書3年」簿冊において、松葉杖貸出書に借用者の氏名が記載されていないものがあつた。（医事課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「産科医療保障制度5年」簿冊において、起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの施行日が記載されていないものがあつた。（医事課）
- ・「重要関係永年」簿冊において、公印を使用しているのに施行文書と起案文書との契印をしていないものがあつた。（医事課）
- ・「業務関係書類1年」簿冊において、起案文書の施行日欄に日付が記載されていないものがあつた。（医事課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・勤務を要しない日の振替簿において、時間外勤務手当の支給対象となる週40時間を超える勤務時間数が記載されていないものがあつた。（医事課）

(7) 危機管理課

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆補助金交付手続について（危機管理課）

地区防災圏自主防災活動支援補助事業について、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱に基づく事務処理が次のとおりなされていなかった。

ア 新規促進事業

- ・同要綱では定めのない地区防災圏自主防災活動支援補助事業参加申込書（新規促進）を補助希望団体から提出させるとともに、豊中市事務決裁規程別表8（3）では、補助金の決定については、部長専決であるにもかかわらず、課長決裁で補助対象団体の決定通知を行っていた。
- ・同要綱第7条第1項で、添付すべき書類の1つとして定められている歳入歳出予算書が添付されていないにもかかわらず、申込書を受け付けていた。
- ・同要綱第12条で、実績報告書に添付すべき書類の1つとして定められているその他市長が必要と認める書類で、様式第5号において管理運営規定の添付を求めているが、添付されていなかった。

イ 継続支援事業

- ・豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付申込書に、同要綱第7条第2項で添付すべき書類として定められていない補助事業計画書（資器材整備等）及び補助事業計画書（地域防災活動）が添付されていた。
- ・同要綱第12条で、実績報告書に添付すべき書類の1つとして定められている歳入歳出予算書が添付されていなかった。また、その他市長が必要と認める書類で、様式第6号において写真（事業実施を証明できるもの）の添付を求めているが、添付されていなかった。

措置通知公表日	令和2年7月31日	公表第13号
---------	-----------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページでの随意契約の契約概要の公表が行われていない随意契約があった。（危機管理課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、録音再生装置が廃棄されているのにその手続が行われていなかった。（危機管理課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・地区防災圏自主防災活動支援補助事業に係る様式第1号-2において、申込者の訂正印の押印漏れ並びに実施予定時期及び参加予定人数が記載されていないものがあつた。（危機管理課）
- ・令和2年3月6日現在、令和元年11月15日から運用を開始したとよなか防災アドバイザー派遣制度実施要綱が市ホームページで公表されていなかった。（危機管理課）
- ・「安全なまちづくり推進事業補助金」簿冊において、委任状に押印のないものがあつた。（危機管理課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 環境部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、指摘事項として速やかに所要の措置を講じられたい。

◆委託契約における暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取について（家庭ごみ事業課）

「ペットボトル搬送業務」委託契約において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴取がされていなかった。

措置通知公表日	令和2年7月2日	公表第12号
---------	----------	--------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

該当なし

②支出事務に関する事項

- ・令和元年11月27日に支払予定としていた再生資源集団回収報奨金の448団体等への支払において、金融機関への振込口座データに入力誤りがあったため振込不納となり、その組戻手数料295,680円（@660円×448件）の支出がされていた。（家庭ごみ事業課）
- ・支出負担行為決議書及び契約決議書の決裁日及び契約締結日が記載されていないものが散見された。（家庭ごみ事業課）

③契約事務に関する事項

- ・「2020年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務」委託契約において、見積書に代表者印、社印及び日付の記載がないものが添付されていた。（家庭ごみ事業課）
- ・随意契約ガイドラインに基づく市ホームページへの随意契約の契約概要の公表が行われていない随意契約があった。（家庭ごみ事業課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・「豊中市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱」では、利用者は、駐車利用するときは、当該自動車内に駐車許可書を外から確認できるように掲示しなければならないと定められているにもかかわらず、ほとんどの車両が掲示していなかった。（家庭ごみ事業課、事業ごみ指導課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・事故報告書綴において、受託業者から提出された過積載報告書の原因説明文が鉛筆で修正されているものが散見された。（家庭ごみ事業課）
- ・起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの日付が異なっているものや未記載のものがあつた。（家庭ごみ事業課）
- ・「分別収集3年」簿冊において、市民から提出された「ごみステーション管理責

任者選任届」及び「ごみ散乱防止ネット貸与申込書」が、消せるボールペンで記載されているものを受領していた。（家庭ごみ事業課）

- ・「委託業者関係綴（3年）3年」簿冊において、登録に当たって必要とされる書類の添付のないまま派遣労働従事者代替登録承認願を受け付け、「ごみ収集運搬業務受託者からの派遣労働者の従事登録の受理について」起案で受理について決裁していた。（家庭ごみ事業課）
- ・清掃事業者から提出された「ビルピット清掃届」及び「浄化槽清掃届」が消せるボールペンで記載されているものが散見された。（事業ごみ指導課）
- ・契約関係簿冊の保存年限は5年保存とすべきところ、3年保存となっているものがあつた。（事業ごみ指導課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・出張命令（依頼）簿において、旅費入力チェック欄にチェックがされていなかった。（事業ごみ指導課）

(9) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

次の事項については、要望事項として改善を検討されたい。

◆道路損傷等通報アプリケーション「まちカメくん」について（基盤保全課）

市民（送信者）が通報メールを送信した場合に市からの返信がないため、送信者は受付されたことを確認できないことから、受付メールの返信をするよう検討されたい。

措置通知公表日	令和3年1月28日	公表第4号
---------	-----------	-------

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

①収入事務に関する事項

- ・臨時運行許可業務等に係るレジ内の現金を計数したところ、小口資金である釣銭（2,000円）と実査時点での売上金額（5,550円）について、その合計額は7,550円であるはずだが、100円多い7,650円であった。（交通政策課）

②支出事務に関する事項

該当なし

③契約事務に関する事項

- ・「放置自転車対策一括業務委託」契約書において、契約保証金は履行保証保険により免除とされている。契約当初の契約金額に対する履行保証がなされていることは履行保証保険証券により確認できたが、夜間撤去追加の変更契約及び消費税率引上げの増額分に対する履行保証がなされていなかった。（交通政策課）

④現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤物品管理事務に関する事項

- ・「臨時運行申請書・許可証綴3年」簿冊において、申請年月日、許可年月日、有効期間又は返納月日が記載されていないものがあった。また、市ホームページから出力された自動車臨時運行許可申請書に、注意事項等を記載した裏面がなかった。（交通政策課）
- ・備品台帳に記載されている備品のうち12品について試査を行ったところ、8品が廃棄されているのに、その手続が行われていなかった。（交通政策課）

⑥行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「臨時運行許可関係綴3年」簿冊において、施行文書控えに施行日が記載されていないものがあった。また、起案文書の施行日欄の日付と施行文書控えの日付が異なっているものがあった。（交通政策課）
- ・「施設管理関係書類」簿冊及び「整備センター関係書類」簿冊において、簡易決裁・供覧用紙の分類番号、文書記号・文書番号、保存年限、開示区分が記載されていないものがあった。（交通政策課）

⑦職員の給与・手当等に関する事項

- ・「出張命令簿5年」簿冊において、合計欄の金額が記載されていないものや旅費入力チェック欄のチェック漏れがあった。（交通政策課）